

## 答申第45号

### 宇都宮市から勤務する職員の本庁出張に関する旅費請求（精算）書（平成18年度分）等の非開示決定に係る異議申立てに対する決定

#### 栃木県情報公開審査会

#### 第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が、「上野原庁舎及び芳賀庁舎に宇都宮市から勤務しているすべての職員が、本庁へ出張した際の出張旅費請求（精算）書（平成18年度分）」及び「上記の旅行のスケジュールの分かる一切の資料」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対して行った非開示決定については、これを取り消し、改めて開示決定等を行うべきである。

#### 第2 異議申立人の主張要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、平成19年12月4日付けで、本件請求文書の他、「上記の2つの庁舎の各部署の出張旅費（交通費および旅行雑費を含む）の予算額及び執行額の分かる一切の資料」及び「上記の2つの庁舎から本庁への公用車の運転記録を記載した資料」についての開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

本件請求に対して、実施機関は、平成19年12月18日付けで、上記及びの文書については、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、開示決定を行い、また、本件請求文書については、同条第2項の規定に基づき、非開示決定を行った。

本件異議申立ての趣旨は、この非開示決定について、その取消しを求めるといふものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

ア 異議申立人が開示を求めた公文書は、「宇都宮市から同市以外に存在する庁舎に勤務している職員が、本庁へ出張した際の出張旅費請求（精算）書及び旅行スケジュールの分かる一切の資料」であるが、県は、「職員の在住市町については、個人に関する情報であり、特定市町に在住する職員に関する公文書を特定することは、個人に関する情報を公開することになるため」との理由により、非開示処分を行った。

イ 本件公文書の開示によって判明するのは、職員が宇都宮市に在住しているという事実にとどまり、それ以上に当該職員の住所（在住町内名や住所地の地番）が明らかになるわけではない。

条例第7条第2号は、「個人の私生活の平穩その他個人の権利利益が害されることのないよう定めたもの」とされる。公文書の開示によって、県職員の住所そのものが明らかになるのであればともかく、県職員が宇都宮市という広範囲な地域内に在住しているという程度の事実が明らかになっても、それによって当該職員の個人の私生活の平穩その他個人の権利利益が害されるというおそれは全くない。

従って、県職員が宇都宮市に在住しているという程度の情報は、条例第7条第2号の「個人に関する情報」にそもそも該当しない。

ウ 仮に、県職員が宇都宮市に在住しているという情報が、条例第7条第2号の「個人に関する情報」に該当するとしても、同情報が条例の同条同号本文の他の要件に該当しないことは明らかである。

条例第7条第2号は、非開示情報の要件として、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することができないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と定める。

しかし、県職員が宇都宮市に在住しているという情報は、「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」には該当しないし、また、「公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」にも該当しないので、条例第7条第2号の非開示情報の要件には該当しない。

エ さらに、この情報は、県職員の出張という「職務の遂行に係る情報」であるから、この点からも非開示にすることは認められない。

オ このように、本件処分は、条例が定める非開示情報の要件に該当しないのに該当するとして非開示にしたものであり、条例に違反する違法な処分であり、取り消されなければならない。

### 第3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び意見聴取における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件請求に係る公文書の内容

本件請求文書のうち、「上都賀庁舎及び芳賀庁舎に宇都宮市から勤務しているすべての職員が、本庁へ出張した際の出張旅費請求（精算）書（平成18年度分）」に該当する公文書としては、旅費請求書、旅費請求内訳書、支出負担行為兼支出決議書（旅費）及び旅行内訳書が特定される。

また、本件請求文書のうち、「上記旅行のスケジュールの分かる一切の資料」に該当する公文書としては、旅行命令書並びに当該旅行に係る開催通知、職員派遣依頼の通知及び復命書が特定される。

本件請求文書は、これらの公文書のうち、宇都宮市から勤務しているすべての職員が、本庁に出張したものに限りというものである。

#### 2 本件請求に係る非開示決定の理由

職員の出張については、公務員の職務の遂行に係る情報であることから、当該職員の振込口座番号等の私事に関する情報を除き、当該職員の氏名を含めて、その内容に

については、公開している。

本件請求にある、宇都宮市を居住地としている職員の出張に係る文書を特定することは、請求に係る文書には職員の居住地等の記載がないため、他の文書等から宇都宮市を居住地としている職員を特定し、その上で当該職員に係る旅費に関する文書を特定することになり、当該文書を公開することは、結果として、当該職員が宇都宮市を居住地としているという情報を公開することになる。

職員個人の居住地名（以下「職員の在住市町名」という。）それだけでは、特定の個人を識別することはできないが、公開される文書には、当該出張に係る職員の氏名が記載されているため、当該氏名と併せることにより、特定の個人が識別される情報となる。したがって、当該情報は、条例第7条第2号本文に該当する。

また、職員の在住市町名は、当該職員個人の居住地という私事に関する情報であり、当該職員の職務遂行の内容に係る情報ではない。

さらに、職員の在住市町名は、法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている事実はなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であるとも認められない。したがって、当該情報は、条例第7条第2号イから八までの規定には該当しない。

よって、本件請求文書に係る公文書を特定し、公開することは、非開示事由に該当する職員の在住市町名を公開することになるため、非開示決定としたものである。

なお、出張に係る職員氏名を非開示として部分開示を行うことは、職務の遂行に係る職員氏名を公開するという慣行を改めることになり、また、今回職員氏名を非開示として部分開示を行ったとしても、別途、職員の在住市町名を特定しない開示請求がなされた場合には、職員氏名を開示することとなり、両方の文書を照合することにより、非開示とした職員の氏名が判別できることから、このような開示方法は採用できない。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 判断に当たったの基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

##### 2 本件公文書について

本件請求文書のうち、「上都賀庁舎及び芳賀庁舎に宇都宮市から勤務しているすべての職員が、本庁へ出張した際の出張旅費請求（精算）書（平成18年度分）」に係るものとして、実施機関が特定した公文書は、宇都宮市から請求対象事務所に勤務す

る職員が、平成18年度において本庁に出張した際に作成、保管をした旅費請求書、旅費請求内訳書、支出負担行為兼支出決議書（旅費）及び旅行内訳書である。

これらの公文書は、職員等の旅費に関する条例（昭和36年栃木県条例第49号）、職員等の旅費に関する規則（昭和37年栃木県規則第55号）及び旅費支給事務処理要領（以下「旅費条例等」という。）に基づき、旅費支出のためのオンラインシステムである旅費システムにより処理された出力帳票である。

また、本件請求文書のうち、「上記旅行のスケジュールの分かる一切の資料」に係るものとして、実施機関が特定した公文書は、宇都宮市から請求対象事務所に勤務する職員が、平成18年度において本庁に出張した際に作成、保管した旅行命令書、復命書、会議等の開催通知及び職員の派遣依頼書である。

これらの公文書は、旅費条例等や栃木県職員服務規程（昭和39年栃木県訓令第5号）に基づき作成することが求められているものである。

これら公文書からは、出張年月日、出発地（事務所の所在地）、出張先（所在地）、旅行方法、用務等は分かるが、出張した職員の居住地に関する記載はなく、当該文書だけでは宇都宮市から勤務している職員に係るものかどうか特定できないものである。

このため、実施機関は、実施機関が保有する他の文書等から宇都宮市を居住地としている職員を特定し、それをもとに本件請求文書を特定するものとしている。

### 3 具体的な判断

#### (1) 条例第7条第2号該当性について

当審査会は、本件請求に係る公文書を特定することにより公開されることとなる職員の居住している宇都宮市という情報の条例第7条第2号該当性について判断する。

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号イ、ロ又はハに該当する情報を除き、これを非開示情報として規定している。

個人に関する情報とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創造物に関する情報など、個人との関連性を有するすべての情報を意味するものである。

職員が居住している宇都宮市という情報は、特定の個人に関わりのある情報であるため、個人に関する情報に該当する。

しかしながら、宇都宮市という情報は、栃木県の県都であり、多くの住民が生活している上、範囲も広大であること、また、宇都宮市ということだけでは、職員個人の生活の拠点となる具体的な場所を示す情報であるとは言えないことから、職員が居住している宇都宮市という情報は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報には該当しないものと判断できる。

さらに、特定の職員が居住している宇都宮市という情報は、公開されることにより直ちに当該個人の権利利益を害するおそれがあるとは考えられないことから、特

定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれのあるものには該当しないものと判断できる。

したがって、本件請求文書を特定することにより、公開されることになる特定の職員が居住している宇都宮市という情報は、条例第7条第2号本文には該当しないものと判断される。

なお、本件請求文書中の職員氏名については、公務遂行に係る職員氏名は公開するという慣行に従い、開示すべきであると考えます。

## (2) 公文書の特定について

本件諮問事案において、実施機関は、本件請求文書に該当する公文書については実施機関が保有する他の文書と照合して宇都宮市に居住する職員を特定することができるものであり、本件請求文書そのものからでは特定できないとの説明であったことから、当審査会としては、その照合の際に抽出される宇都宮市という情報の条例第7条第2号該当性について審議したものである。

したがって、実施機関は、改めて開示決定等を行う場合においては、本件請求文書として特定される個々の公文書中に記録されている職員の口座番号等の私事に関する情報やその他条例第7条の規定する非開示情報について、十分に検討する必要がある。

## 4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 付帯意見

(1) 当審査会は、宇都宮市という情報の条例第7条第2号該当性について審議し、本件諮問事案においては、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報には該当しないという判断を下した。今後、実施機関が職員の在住市町名を含む文書を開示する場合には、事案ごとに適正な判断をする必要がある。

(2) 当審査会の審議において、条例第7条第2号該当性について、次のような少数意見があったので付言するものである。

宇都宮市は広い、あるいは大きいといった都市規模等を理由として、宇都宮市という情報が、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報には該当しないとするのは、個人の主観により左右される感覚的な要素が入り得ることになり、どのような都市規模の場合に識別性や当該個人の権利利益を害する可能性が判断されるのかが明確に示されない以上、必ずしも説得力がある根拠とは言えず、より客観的で厳密な基準が求められるところである。

また、本件請求文書には当該職員の氏名が記載されており、慣行であっても職員氏名は公表されていることを考え併せると、本件請求文書を開示することは、特定の事務所に勤務する職員の氏名という特定の個人が識別される情報と当該個人が居住地としている宇都宮市という情報を併せて公開することになる。

このことは、やはり特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報に該当すると言わざるを得なく、したがって、条例第7条第2号本文に該当し、本件請求文書は非開示とせざるを得ないものである。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年2月28日	・ 諮問
平成20年3月18日	・ 実施機関の開示決定等理由説明書の受理
平成20年3月25日 (第205回審査会)	・ 審議(経過等説明)
平成20年5月16日 (第206回審査会)	・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成20年5月23日 (第207回審査会)	・ 審議
平成20年6月27日 (第208回審査会)	・ 審議
平成20年7月18日 (第209回審査会)	・ 審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
荒 井 雅 彦	弁護士	
佐 藤 千 鶴 子	公認会計士	会長職務代理者
塚 本 純	宇都宮大学教授	会 長
野 澤 不 二 夫	(社)栃木県商工会議所連合会専務理事	
水 沼 富 美 男	(株)栃木放送代表取締役社長	